

人工透析療法のための
通院交通費を助成します

- ▼対象者 次の全てに該当の方
 - ・平成29年4月から平成30年3月までの間に医療機関に通院し、人工透析療法を受けている方
 - ・身体障害者手帳（じん臓機能障害）を持つ方
 - ・公共交通機関または自家用車を利用して通院している方
 - ・所得税非課税世帯に属する方
 - ▼必要物 身体障害者手帳、印鑑、振込先通帳
 - ▼助成額 1カ月あたりの上限金額 3,000円
 - ▼申込 3月30日（金）締め切り
- ☎ 役場健康福祉課 福祉係
52-2111（内線263）

消防団で活かしませんか？
あなたのチカラ

- 消防団は、火災や災害発生時の消防活動だけでなく、平時も地域のために色々な活動をしています。消防団には町民の皆さんのチカラが必要で、消防団に入っていないあなたも、消防団で活躍してみませんか。皆さんの入団を大歓迎します。
- ☎ 役場町民税務課 くらし安全係
52-2111（内線246）

愛玩鳥を飼われている方へ

- 愛玩鳥のうち、鶏・あひる（アイガモ、フランス鴨を含む）・うずら・きじ・ほろほろ鳥・だちょう・七面鳥を、2月1日現在、1羽でも飼育されている方は、飼育羽数などに関して知事への定期報告が義務付けられています。最近飼いはじめた方や、今まで報告したことのない方は、左記までご連絡ください。
- ☎ 最上総合支庁 家畜保健衛生課
29-1357

申告書作成会場のご案内

- ▼期間 2月16日～3月15日
 - ※土・日曜を除く
 - ▼時間 9時～16時
 - ※提出は17時まで
 - ▼会場 新庄税務署 2階会議室
- ☎ 新庄税務署
22-5111

有機農産物認証制度講習会

- ▼日時 2月21日（水）
10時～16時
 - ▼会場 水土里ネットやまがた
 - ▼内容 有機農産物認証制度の概要と認定申請の方法について
 - ▼費用 受講料669円（税込）
- ☎ やまがた農業支援センター
023-64212905

介護福祉士として
再就職を目指しませんか？

- ▼事業 介護福祉士養成科
 - ▼期間 平成30年4月～平成32年3月（2年間）
 - ▼対象 次の全てに該当する方
 - ・高等学校卒業の資格を有する方
 - ・介護職への就職を強く希望し、2年間の訓練を継続できる方
 - ・公共職業安定所に求職の申し込みをしている方で、職業に必要な技術、知識を習得して再就職を希望し、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦または支援指示を受けた方
- ☎ 新庄コアカレッジ
29-2121

プラチナナース研修会

- ▼日時 2月24日（土）
13時30分～15時30分
 - ▼会場 山形県看護協会会館
 - ▼対象 退職（予定を含む）もしくは未就業の看護職
 - ▼内容 再就職に向けた講習や個別相談会
 - ▼費用 参加費無料
 - ▼申込 2月16日（金）締め切り
- ☎ 山形県看護協会
023-64618878

生活なんでも相談ダイヤル

- ▼日時 2月22日～24日
10時～17時
 - ▼電話 0120-013916029
 - ▼内容 生活に関する悩みや困りごと相談（生活・就労・労働・法律・多重債務問題など）
 - ▼費用 相談無料
- ☎ 山形県労働者福祉協議会
0120-013916029

求職者の生活・就労相談会

- ▼日時 2月22日～24日
10時～17時
 - ▼電話 0800-80017867
 - ▼内容 求職者の生活や住まい、就職活動に関する悩みを電話で受け付け
 - ▼費用 相談無料
- ☎ 山形県求職者総合支援センター
0800-80017867

南の島で国際交流を
ちびっこ探検学校ヨロン島

- ▼期間 3月26日～4月1日
6泊7日
 - ▼場所 鹿児島県大島郡与論町
 - ▼費用 154,000円（山形駅発）
 - ▼申込 3月5日（月）締め切り
- ☎ 国際青少年研修協会
03-641719721

ふるさと納税で
全国各地からたくさんの応援をいただいています！

☎ 役場総務課 総合政策係 ふるさと納税担当
52-2111（内線232）

謝礼品人気No.1の金山米！



ふるさと納税謝礼品のご提案を随時募集しています。謝礼品には金山町の農産品、加工品などが該当します。ふるさと納税で、皆さんの自慢の一品を全国にお届けし、金山町をPRしたいと考えています。

応募条件、審査がありますので、詳しくは役場担当までご連絡ください。

▼たくさんの寄附をありがとうございます！

年	寄附件数（件）	寄附金額（円）
平成21年	166	3,169,500
平成22年	317	5,893,100
平成23年	321	7,398,000
平成24年	557	39,022,000
平成25年	2778	33,264,001
平成26年	5875	64,502,882
平成27年	9542	106,069,201
平成28年	5443	131,287,109
平成29年	3862	125,645,011

戦没者の遺族に対する特別弔慰金について

☎ 役場健康福祉課 福祉係 52-2111（内線261）

第十回特別弔慰金の請求期限が近づいています。請求期限を過ぎると弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

- ▼支給内容 額面25万円・5年償還の記名国債（5年毎に2回支給）
- ▼請求期限 平成30年4月2日（月）
- ▼請求窓口 役場健康福祉課 福祉係
※その他、請求者が居住している市町村

▼支給対象者

平成27年4月1日において、恩給法による公務扶助料や援護法による遺族年金等を受けない場合に、次の順序による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

- 戦没者等の死亡当時のご遺族で
- (1) 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
 - (2) 戦没者等の子

- (3) 戦没者等と生計関係を有していた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹（戦没者等と生計関係を有していなかった方、平成27年4月1日において婚姻により姓が変わっている方又は遺族以外の方と養子縁組をしている方は除かれます。）
- (4) 上記3以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- (5) 上記1から4以外の三親等内の親族（戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます。）